

雇用均等法

労政審が対策の基本方針案を策定

厚生労働省の労働政策審議会（会長 菅野和夫・明治大学法科大学院教授）は一〇月三〇日、同日諮問された「男女雇用機会均等対策基本方針案」について、「おおむね妥当」と認め、外添要一・厚労相に答申した。同方針は、男女雇用機会均等法の第四条に基づいて策定されるもの。今回で二度目の方針となる。雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保に向けて、今年度から二〇一一年度までの五年間に、同省が講じる施策の基本事項を示す。

方針はまず、今後の施策の考え方として「過去二度の（均等）法改正を経て、制定当時に指摘されていた法制上の課題はほぼ解決」したものの、「二〇一〇年間にわたる法施行を経てはなお、実質的な機会均等が確保されたとはいえない状況がみられ」るなどと指摘。その背景には、出産・育児等で離職する女性が依然多く、継続的な職業キャリアの形成が難しいことや、基幹労働者に長時間労働や随時の転居転勤等を前提とした働き方がみられることなどがあると分析している。

そのうえで、今年度からの当面五年間は、男女労働者の実質的な機会均等を確保するための具体的な施策として、①（女性が）就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できるための環

境整備②仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み③ポジティブ・アクションの推進④多様な就業パターンの選択が可能となるような条件整備⑤関係者・関係機関との連携⑥行政推進体制の充実、強化——の六本を進める必要があるとした。

①の柱に関し、方針は「公正な処遇の確保」「セクシユアルハラスメント防止対策の推進」「女性の能力発揮のための支援」「母性健康管理対策の推進」といった項目で、具体策を盛り込んだ。このうち、「公正な処遇の確保」については、「均等法の履行確保」をはじめ、「男女間賃金格差の縮小」「コース別雇用管理の適正な運用の促進」「妊娠、出産、育児等による休業期間等に対する公平性及び納得性の高い評価及び処遇の推進」——に取り組みとしている。

均等法の履行確保に関しては、とくに妊娠、出産等を理由とする不利益取り扱いについて、「女性の就業継続の大きな阻害要因となることから、迅速な行政指導を行う」とし、また、従来より当該不利益取り扱いに係る相談は多く、内容も多種多様で判断が困難なケースもあることから、「今後、施行状況の把握を通じて事例収集に努め、判断基準の明確化を図る」などとした。男女間賃金格差については、「格差を

生む規定要因、企業における賃金決定方法、能力評価等の雇用管理制度や運用上の課題等についてさらに調査・研究を進め」、それを踏まえて、「不合理な格差解消のためより具体的かつ効果的な方策を検討する」などとしている。

また、コース別雇用管理に関しては、今年四月から適用の「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」を周知徹底し、「これに基づく指導を行う」とともに、種類等の多様化が進む「コース別雇用管理の実態把握を行い、その適正な運用のための効果的な方策を検討する」との方向性を示した。

在宅就業の適正化に向けた施策も検討

次に、②の仕事と生活の調和の実現については「育児休業や短時間勤務制度等、仕事と子育ての両立を図るための制度の一層の普及・定着」をはじめ、「介護休業とその他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等」「両立が容易になるような職場環境づくりの促進」「地域等における支援サービスの充実」——といった項目を列挙した。

このうち、育児休業や短時間勤務等に関しては、「普及・定着に向けた行政指導を行う」としたほか、「短時間勤務や在宅勤務などの柔軟な働き方の実現に向けた、制度のあり方等について検

討を行う」としている。また、介護休業については、「企業における介護休業制度等に係る、規定の整備の徹底に向けた指導を行いその定着を図る」とともに、「家族介護を行う労働者の実態把握をしようとして、介護休業を取得しやすくする方策など、制度のあり方等を検討」などとした。

③のポジティブ・アクションでは、「企業が取り組むための具体的なノウハウについて、好事例の紹介、目的に応じたパッケージメニューの提案等を行い促進を図る」などとしたほか、「諸外国の取組事例等も参考にしつつ、ポジティブ・アクションをより効果的に推進するための方策の検討を行う」としている。

④の多様な就業パターンの関連としては、「パートタイム労働対策」のほか、「在宅就業対策」「再就職支援」「起業支援」——といった項目を掲げた。

このうち、パート対策では、来年四月から施行される改正パートタイム労働法を周知徹底し、「通常労働者との均衡待遇が確保されるよう行政指導を行う」ほか、「職務分析の手法や比較に係る内外の情報収集を行うとともに、事業主に提供して取り組みを支援する」などとしている。また、在宅就業については、「テレワークを含めた在宅就業の適正化を推進するため、実態把握を行い必要な施策の検討を行う」とした。

（調査・解析部 渡辺木綿子）